

9. 受講料の返還について

受講料支払後に、やむを得ない事情により受講を取消す場合は、支払われた受講料から、取消しに係る手数料等を差し引いた残金をお返しします。

取消等の事由		返還額
ア	受講科目の開講前日（土、日、祝日、大学の休業日を除く）の午後5時までの連絡 （受講取消しの申出 P10 10.その他－(6)）	以下の①～③を差し引いた金額を返還 ①振込手数料（受講料の返還に係る口座振替手数料） ②事務手数料（1件あたり1,000円） ③講習の教材等の実費（例：実験等材料費）
	開講前日の午後5時を越えての連絡で ① 身内の死亡（配偶者及び3親等内の親族まで）の場合 ② 本学がやむを得ないと認める場合	
イ	不開講	全額返還
	自然災害等の発生で本学が中止とする場合 自然災害等の発生により受講が困難となった場合	
ウ	開講前日の午後5時を越えての連絡	返還なし
	受講開始後の早退	
	無断欠席	

（受講料返還の請求方法及び提出書類）

- ①上記の「表ア」の理由により受講料の返還を希望される方は、受講取消し申出の日から1週間以内に、「取消届・返還請求書」（P12）及び「銀行振込請求書」（P13）を印刷し、必要事項を記入の上、通帳の写し（銀行・支店名、預金種目、口座番号、名義の確認できるページ）を添えて、郵送（消印有効）又は持参により提出してください。
- ②返還請求の書類は、本学教員免許状更新講習ホームページから印刷できます。
上記の「表イ」の理由により受講料の返還を希望される方は、別途書類をお送りいたしますので、ご連絡ください。
- ③申出から1週間を過ぎると原則として、受講料の返還は行いません。

※修正する場合は、間違った箇所に二重線を引き訂正印を押して頂くか、再度印刷をして提出してください。修正テープ等を使用したものでは受理できません。

【送付先】

〒890-0065

鹿児島市郡元1-21-30

鹿児島大学

教員免許状更新講習推進室

（学生部教務課）